

<別紙>添付資料

1. 委任状及び議決権行使書についての意見

社員：今回の総会招集で配布された、出欠、委任状及び議決権行使書は、公益法人として使えるものではない。

すなわち、賛否票が別紙とされており、氏名欄がない。これでは、執行部が賛否を変えることが可能になってしまう。法的に使えるものといえるのか？

監事：これだけで一概に問題があるということとはできない。明確な事例がないと判断できない。

社員：例えば、管理組合の総会の場合だと、出欠、委任状、議決権行使書は、それぞれに氏名欄がある。本来そういうものではないか。賛否票に名前もなく、議決権行使させるのはおかしい。

監事：実際に不都合な扱いをされたというなら問題である。今後は明確にする。

専務理事：今回は、議案数が多く、かつ、相互に関連しており、議案が非常に複雑になっているため、別紙を付け議案を提示するフォーマットとなった。また、議案の配布直前に新たな社員提案があり、会長判断でこれに対応することになった経緯もあり、細かいところが行き届いていないことはお詫びする。次回総会では、疑義のない形でやりたい。こういうことはノウハウとして次の世代につなげたいので、真摯に受け止めたい。

社員：賛否票で議決権行使した人がどれくらいいるのか分からないが、この行使書では本当に正しく議決権行使されているのかも分からない。

専務理事：恣意的な処理はなかった。ちなみに、本総会で書面決議した人は9人いる。今後は書式を調整したい。

2. 協会登録者増に特に貢献した支部についての表彰

2017年に登録者増を達成した上位3支部を表彰した。

1位：岐阜県 78名増（増加率32.9%）

2位（同順位）：滋賀県 24名増（増加率47.1%）

2位（同順位）：鳥取県 23名増（増加率92.0%）

3. 第1号議案についての質疑応答

社員：事務局経費のうち、人件費、消耗品費、登録委託費が大幅アップしている理由は何か？事務局経費と登録収入の均衡というが、登録人数が8%上がったなら事務局経費も上がってよいということなのか？

専務理事：人件費が上がっているのは、休職していた者が復帰したというの

<別紙>添付資料

がある。登録委託費は、従前、補助金が出ていた部分があるので、補助金部分の形が見えることになったということである。従前の登録委託費等のシステム関連経費という括りでは、ここに記載されているもの以外の支出を含め500～600万円程度あったと見積もられる。今般新しいシステムを導入するので、初期のシステム導入費用として1000万円が計上されているが、その後圧縮される予定である。

事務局長：消耗品費は、従来含まれていなかった医療品が、アスクルで注文することになって含まれる形になっている。今後、医療費は強化費で調整する予定である。

社員：消耗品のうち30万円が強化費だというなら、事務局経費に入れるべきではない。また、登録委託費が90万円増えたということと、システム導入費用1000万円との関係はどうなっているのか？

専務理事：登録委託費の90万円増加分は、補助金90万円が充当され見かけ上圧縮されていた部分である。

社員：昨年、登録費収入について、人数×登録費から支部還元費を差し引いた額にするということがあったが、収入と支出を分けるべきではないか。差し引いた後を書いているので、予算の内容が分かりにくい。

専務理事：登録費収入サイドは別途詳細を表示している。補助金が入っているものは、両建てで表示することに全く賛成である。過去分については、修正が出来なかった。今後の事務局費用については、6月の総会時には、足許行っているシステム導入が進み、より正確な見通しが出せると思っている。事務局経費ではないが、ウェブ登録費も下がっているはずである。

社員：広義のシステム関連経費全体の改善についても示して欲しい。事務局経費は下げるべきであり、上がっているところがあるならその理由を明確にすれば、無駄な議論がなくなる。

専務理事：人件費の見込みではIF出向者の復帰の影響もあるので、6月の総会では、それまでに明らかとなる情報も含め分かりやすい形で説明したい。登録委託先のウェブ登録事業は、事務局経費とは別勘定になっているので、これについても説明したい。また、今後、収入サイドについて、ファン会員の登録で収入が増えることも考えられる。コスト削減効果や収入増により、最終的には、選手の登録費の軽減に資するものと思っている。

社員：弁護士費用とはどういうものか？

専務理事：これは、スクワイヤ・パットン・ボグズ法律事務所に契約書のチェックなどを依頼している。月額3万円である。

<別紙>添付資料

理事（井口）：補足すると、この事務所は私が所属する事務所で、利益相反のおそれがあることから、以前この総会で承認いただいている。私が窓口になり、例えば、パリオフィスにフランス語の契約書を見てもらうなど、しかるべき部署に対応させている。私個人への報酬はない。

社員：登録会費が高い。事務局経費は賄わなければならないのは分かっているが、プレーする会員本人も、保護者も高いと思っている。他競技とのバランスも調査して検討いただきたい。会費を下げれば会員が増えるわけではないとは分かっている。道具や参加料も高くなっており、試合に出るとお金がかかるのも事実である。高校から都市部の大学に出てきて、アルバイトをする時間もないという実態もある。声が出ているなら応えてもらいたい。方向性を示してほしい。

会長：道具代は我々ではどうにもならないが、登録費の適正な価格はいくらなのだろうか。具体案が出てくると考えやすい。

社員：日本のメジャーな競技団体を参考にしてほしい。そういうところでは、会費が1000円とか、数百円のところもある。これは会員を増やす方策でもある。主観の問題なので、いくらなら高いということではなく、お金を持っていないなくても、シニアの世代まで楽しんでいける競技にしてほしい。隠れフェンサーはたくさんいる。みんなができるようにしてほしい。

会長：ライトユーザー層を巻き込めるか、ファン層も取り込めるかを考えたい。そういう意味で登録システムの移行は登録費の低減にもつながる。

社員：今のところ、システムが納品されたときに、どのくらい低減できそうか年間での見込みはあるのか？

専務理事：それは6月までの宿題にさせてもらいたい。数字を示して分かりやすいようにする。従来と比べ相当程度低いコストでできると考えている。少なくとも、これまでと違って、登録者数が増えても、それに直接連動して登録コストが増えないことはメリットである。

社員：他の競技団体もシステムを導入している。みなベストなところを選択していると思う。コストがかさむことのないよう改善してほしい。

社員：2013年の経常収益は3億7000万円だったが、新しい登録費になったのは2014年だったか。事業も増え、助成金も管理費も増えてきた。補助金から2割事務局費にあてて、残りを強化費にするといったことはできないのか？本来なら事業費のところに行く管理費もあるはず。将来のビジョンを立てたらどうか？

専務理事：おっしゃるとおり、補助金が増えるとこれを処理するために事務局の経費が嵩む構造である。その意味では事務コストは補助金の必要コ

<別紙>添付資料

ストともいえるのだが、補助金はその使途として事務局の人件費には充当できない。しかしながら、補助金の処理に関わる人件費は強化費用に回せるものもある。このような工夫や整理は時間をかけながらやりたいと考えている。

社員：会費がいくらなら納得するのか？ 純然たる事務局経費を出してほしい。

専務理事：そもそも事務局は何をするところなのか、ということがある。その観点から、補助金業務は事務局業務なのかという根本的問題もある。非常に重要な問題であり、時間を掛けて今の問いに答えていけるようにしたい。持っている問題意識は同じだと思う。事務局体制自体の構造改革も考えていく。

4. 第2号議案についての質疑応答

(1) 1項について

社員：昨年10月11日、定款変更を内容として12名の社員から協会に臨時総会招集請求を出した。しかし臨時総会は開かれなかった。社員全員に理由が理解されていないので、11月23日に正会員宛てに12名から臨時総会請求の理由を送った。

そもそもの発端は、6月の社員総会で新しい理事が決まったが、そのときには、代表理事は星野さんということで社員は理解していた。ところがその後、第3回の理事会のときに星野さんが辞任し、理事会の中で選挙が行われ、その結果太田代表理事が決まった。

会長というのは、象徴であって協会の顔である。「会長＝代表理事」というなら、社員が会長を承認するということが抜けていく。会長・副会長は、社員が承認する過程をとるというプロセスがあっても良いのではないか。そういうことを社員何人かで話した。それが社員のみなさんの総意である必要があると考え、臨時総会の開催を求めたのである。

定款でも法律でも、要件を満たせば臨時総会招集請求は認められている。そこで、その手続きをとった。5分の1以上の社員が請求した場合には、執行部は早急に臨時総会を開く手続きをとらなければならない。6週間以内に総会が開けない場合には裁判所に許可申請できる。執行部は4週間目に議案を社員に送る必要があり、その前に理事会を開催しなければならない。太田会長が、11月19日に正会員を対象に説明会をやることが分かっていた。そこで、11月19日に総会が開けるだろうと考え、それに間に合うように10月11日に臨時総会招集請求を発送した。ところが、こちらからの請求に対し6週間以内に臨時総会が開催されな

<別紙>添付資料

いことがわかった。それで、裁判所（非訟係）に総会開催の許可申請をした。

我々は、定款変更を議題にしながら協会の在り方を考える、そういう総会にしたかった。しかし、今総会の議案は、○か×かというもので、我々が考えていた総会ではない。

社員請求に対する執行部の回答は、11月19日には臨時総会はやらない、3月の総会で取り上げることが決まった、定款変更委員会の西山理事と議論を続けてほしい、ということだった。

西山理事と定款変更案のすり合わせをやった。しかし、今回出てきた議案は、西山案とは全く違う。これでは、我々は一体何をやってきていたのか分からない。

我々が出した案が本当によいかどうかは分からない。内容は、話をしていく中で変えていけばよい。法律に違反しない範囲で、実情に合った定款にするのが目的である。

専務理事：経緯を説明したい。昨年11月のメールは、裁判所に申請したというものであったが、それは正会員宛てであり、執行部は正会員から見せてもらって知ったものである。

また、現状の定款には元より不備はたくさんあり、放置できない状態にあった。そこで、既に星野理事が会長であった時に定款変更委員会を作った。これは理事会や執行部が能動的に定款変更案を作るという趣旨であった。

今回定款変更に関して議案が非常に複雑になっている。定款は法人組織の根幹であり、定款変更には3分の2以上の賛成が必要である。つまり、定款変更というのは簡単ではない。社員総会の招集には経済的コストも掛かる。十分に準備して、整理してからやるべきである。

定款変更に関する総会の招集には理事会の決議が必要であり、社員提案のメールを確認した直後の理事会である11月19日に開催された理事会で、前述した理由から変更案を練った上でやらなければならないから、3月の総会でやろうと決まった。

本年2月28日に田辺会員から新たに提出されてきた変更案は、直後の3月2日には総会招集通知を発送しなければならなかったが、会長判断で対応すべきとして本総会議案に急遽取り入れた。これに理事会意見を付けたことに対して批判もいただいたが、総会を待たずして議決権の行使により書面決議をする社員もいらっしゃるから、その様な方々が判断するために分かりやすい資料を作る必要がある。理事としての責任を果たすためには、適法性の観点等も含め、理事が意見を付与すること

<別紙>添付資料

は理事がその責任を果たすうえで必要な役割である。

執行部としても、できる限り、社員のみなさんに理解していただき、良いものを作りたいが、たびたび総会で集まることはできない。また、議決権行使があるため、総会においては新たな議案を提出し決議できないという構造的な問題があることは、是非ともご理解いただきたい。

理事会案は、西山理事から出された案をもとに2月25日の理事会で審議し承認されたものである。また、2月28日に提出された社員変更案に対する追加的な理事会案も本日の理事会で承認されている。

社員：西山理事から出された案というが、例えば、5条1項2号は理事会でひっくり返っている。

理事（山本）：社員提案はそのままになっている。西山理事から出された案は素案として審議している。

社員：理事会案を2月25日の理事会で決議したというのは本当なのか？

理事（西山）：理事会案は決議している。

社員：社員提案についての訂正が行われていない。

専務理事：3月2日の総会招集通知発送後に、それに対して社員から個人のメールで行われた追加的な訂正については反映していない。

社員：定款変更は、これとこれのどちらが良いかというようなものではない。

理事（山本）：山川会員も定款変更委員会の委員として、すり合わせをしているものと考えていた。

専務理事：手続上できないこともある。繰り返しとなるが、総会前に議決権行使書で権利行使する社員もいるから、総会においても総会前に決められた議案しか決議できないという構造的な制約がある。総会ではどんなに良い提案が出てきても、残念ながら新たな議案は決議できない。だからこそ、総会前に定款変更委員会で練ってもらいたかった。

社員：修正「案」というからには、議論するという感覚があった。まだ意見を言ってよいという思いがあった。

1 項についての採決：

満場一致で賛成

3分の2以上の賛成により可決

(2) 2 項について

社員：前々回の総会以来定款変更について提案してきた。定款変更委員会は機能しなかった。

昨年10月の初めに定款変更案を出したが、宮脇専務から丁寧な返事が

<別紙>添付資料

来たが、その後回答はなかった。11月29日に協会から正会員にメールが送られてきた。これにより、定款変更を要望してきた正会員には、激励も中傷もあり、注目を浴びることになった。我々は、定款変更について総会にかけてほしいと言っただけなのに、どうしてこのようなことになったのか。

総会で中身のある議論をするため、2月初めに、定款変更案の提案者を含む6人で意見交換をした。共通認識を広げていこうと理解いただいた。ここではぜひ深める議論をしていただきたい。議案になっている社員変更案にはまだ訂正もある。

社員提案の定款変更案の趣旨は次のとおりである。

5条1項2号の「賛助会員」を削除する。これは他の条項にも影響を与えるものである。

11条（会長・副会長）の新設は、会長・副会長を協会の看板として象徴としたいということである。他の競技団体の例も見た。社会的に重要な人を会長としてお迎えしたい。太田会長は忙しいので、理事長でよい。

12条（名誉職）の新設は、将来的にこういう地位についていただけるよう、定款の中ではっきりと謳ったらどうかということである。

現行12条2項後段で代表理事の選任に総会の意見を反映したい。

専務理事：①の代表理事の選任に関しては、趣旨に異存は無いが、内閣府が定めるモデル定款に従うべきであると考えている。代表理事の選任は理事会の専権なので、変更するなら、法文上整理されているモデル定款通りの方が分かりやすいし、誤解もない。

②の名誉職の規定の新設は理事会も賛成であるが、文言は、実務上の要請から定款ではもっと広く書くべきと考えている。細かい規定は別途定め、運用の中で認めるべきであり、例えば、名誉総裁に関する細かな規定は齟齬を生んでしまう。

③についての理事会案は、むしろ、社員の権利をより広く認めるものである。社員提案の様に「必要ある場合」と限定してしまうと、必要ある場合とは何かも問題になる。

社員：専務の意見に異議はない。

2項①についての採決：

満場一致で理事会案に賛成

3分の2以上の賛成により可決

社員：理事会案では、②の規定を第4章に入れなくて、第7章（任意の機関）

<別紙>添付資料

に入れているが、これには異議がある。

2 項②についての採決：

理事会案への賛成 3 2（議場・委任状 2 3、書面決議 9）

3 分の 2 以上の賛成が得られず否決

2 項③についての採決：

満場一致で理事会案に賛成

3 分の 2 以上の賛成により可決

(3) 3 項について

専務理事：①の社員提案では、社員総会を経ないで社員が増えてしまうリスクがある。

社員：社員提案では、「理事会」が 2 つ入っているので訂正してほしい。また、「団体」とは、フェンシング競技を統括する団体をいう。

3 項①についての採決：

理事会案への賛成 3 1（議場・委任状 2 4、書面決議 7）

3 分の 2 以上の賛成が得られず否決

社員：②は、登録会員をいれることにしたので、賛助会員を入れないこととする。

監事：定款でいう「会員」とは、社団法人の構成員のことである。登録会員は、都道府県協会の会員であり、その会員から正会員が選出され、その正会員が協会の「社員」となっている。したがって、登録会員を協会の社員にすると不都合が生じる。さらに、8 条 2 号は、登録会員を会員とすることに伴って社員提案では削除されることになっているが、そもそも、成年被後見人や被保佐人というのは、高齢で意思能力がなくなってしまったような人を想定している。これを削除して、成年後見などがついた人を正会員のまま当協会の「会員」としてよいのかという問題が生じてしまう。

専務理事：都道府県協会は、登録会員が「会員」となるみなし法人であるが、当協会は、事業に参加する、株主のような立場の人が「会員」となる。

社員：この定款変更案を出した理由は、そもそも事務局経費は登録会員の会費によって成り立っているので、定款の中に入れるべきと考えた。定款は法人の実情に応じて作ればよい。法令に合っておらず、内閣府からダ

メと言われるなら仕方ない。

3 項②についての採決：

社員変更案への賛成 1 5（議場・委任状 1 3、書面決議 2）

3 分の 2 以上の賛成が得られず否決

3 項③についての採決：

社員変更案への賛成 1 4（議場・委任状 1 2、書面決議 2）

3 分の 2 以上の賛成が得られず否決

3 項④についての採決：

社員変更案への賛成 1 5（議場・委任状 1 3、書面決議 2）

3 分の 2 以上の賛成が得られず否決

監事：3 項⑤の社員提案にかかる 1 1 条（会長・副会長）の新設についてであるが、社団法人法には、法人が代表権のない人が代表権のあるような肩書を与えた場合には法人が責任を負うという表見代表についての定めがある。つまり、協会が責任を負うことになる。理事でない人に代表権があるような名称を与えることは法令違反というだけでなく、一般の人が誤解し、混乱が生じる。特に、社員提案の新 1 1 条 2 項では、理事の業務が行えるかのような書き方になっており、問題である。

社員：私は、定款変更に係る臨時総会招集請求をした 1 2 名のうちの一人である。我々は、定款変更案について検討してきたが、法律の専門家ではないので、昨年 1 1 月 1 4 日に内閣府公益認定等委員会事務局の審査監督調査官高橋裕俊氏に確認したところ、会長と代表理事を分けることに問題はないと言われた。

監事：それは、この定款変更案を具体的に見せて聞いたのか？ 一般人は会長というと代表権があるものとする。

監事：善意の第三者が代表権ありと信じるのが問題なのである。会長と代表理事を分けることに問題はないか？と問われれば、問題はないと答える。しかし、当協会では、会長である太田が代表権を持っていることは周知であり、第三者の誤解を生む可能性がある。

社員：今日社員提案が通ったら、すぐに会長と専務理事を変えることになるのか？

社員：代表理事は、理事会で選任する。現状では、社員は誰が会長になるのか関与できない。理事は、スポンサーとの関係など利益相反の問題があ

<別紙>添付資料

るなど、いろいろな制約がある。理事と会長を兼ねるのは厳しいと思う。理事をやっているゆえに横やりが入ってくる可能性もある。危険な目に遭ってほしくない。したがって、会長と代表理事は切り離れた方がよい。太田は代表理事である必要はないし、山本副会長も同じである。

3 項⑤についての採決：

社員変更案への賛成 1 4（議場・委任状 1 2、書面決議 2）

3 分の 2 以上の賛成が得られず否決

監事：3 項⑥の専務理事の廃止について、現行の役職を動かす必要性からすると、現行で問題があるとは考えられない。また、対外的な影響を考えると、専務理事をなくすとかえって不利益があり、許容性もない。

3 項⑥についての採決：

社員変更案への賛成 1 3（議場・委任状 1 0、書面決議 3）

3 分の 2 以上の賛成が得られず否決

専務理事：3 項⑦の招集通知発送という手続きに理事会承認が必要という提案は、あまりに煩雑である。「理事」を「代表理事」に変えることには賛成である。

3 項⑦についての採決：

社員変更案への賛成 1 5（議場・委任状 1 3、書面決議 2）

理事会案への賛成 3 2（議場・委任状 2 5、書面決議 7）

いずれも 3 分の 2 以上の賛成が得られず否決

専務理事：3 項⑧の招集決定に理事会承認が必要なのは、法令上当然であるので、定款に書く必要はないと考えられる。

3 項⑧についての採決：

社員変更案への賛成 1 5（議場・委任状 1 3、書面決議 2）

理事会案への賛成 3 2（議場・委任状 2 5、書面決議 7）

いずれも 3 分の 2 以上の賛成が得られず否決

監事：3 項⑨の理事会議事録の閲覧・謄写は、法令で裁判所の許可が必要とされている。法令上、定款で定めることができる場合もあるが、理事会議

<別紙>添付資料

事録の閲覧・謄写の定めは強行法規であるので、定款で要件を緩和できない。法が、理事会議事録の閲覧・謄写に裁判所の許可を求めた趣旨は、会議の秘密を確保するためである。裁判所は、比較的容易に閲覧・謄写を認めるので、必要があればやっていただくのもよい。当協会では、運用で理事会の録音テープを聞いてもらうことができるようにしている。

社員：昨年の総会后2回ほど議事録が配布されたが、その後は配布されていない。今理事会でどういうことが議論されているのかが分からない。透明性ということで問題がないなら、定款に入れられるものなら入れてほしい。

専務理事：既に音声による情報は出せる体制が用意されている。また、より本質的な正会員のみなさんとのコミュニケーションということでは、ペーパーを発行する。理事会がどういうことを考えているかを知らせたい。

社員：法に反する内容は盛り込む必要はない。

社員：正会員は業務執行のチェックマンというが、それには情報が不足している。

社員：飯田理事が理事になったときに、理事会のやりとりは門外不出と言われたので、聞かないようにしている。議事録の公開によって、理事の言動が制約されるのではないか。

3項⑨についての採決：

社員変更案への賛成14（議場・委任状11、書面決議3）

3分の2以上の賛成が得られず否決

社員：賛助会員を社員から除きたい。

専務理事：今回定款5条2項の削除と18条1項の修正は積み残したので、6月の総会の課題にしたい。

(4) 5項について

会長：5項①の英語表記については、今はIFでも英語が公用語になっており、フランス語の呼称は各国のNFレベルでも減っている。FJEが何の略なのかも分からない。分かりやすいように英語にしたい。

社員：FIEはフランス語の略称である。

会長：FIEはスイスにあるので、フランス語である。

社員：英語表記に変えると他も全部変えなければならなくなる。無理に変えなくてもよいのではないか。

社員：FederationではなくAssociationにすることも考えるべき。

<別紙>添付資料

会長：Associationについては、東理事からも話が出ていた。Associationにすると略称がJFAになって、サッカーとかぶってしまう。これに対しJFFだとネット検索でライバルも少ない。ネット検索で表示されるのは重要である。

社員：そうなると、学生フェンシングも変えなければならなくなる。英語にすることに反対はない。

会長：英語で統一することに理解いただきたい。協会が変わっていくことを示したい。

社員：JFFではなくJFEAならAssociationも使える。いろいろ議論して決めるべき。英語に問題はないが、いろいろなところに影響するので、今決めなくても6月の総会でもよいのではないか。

5項①についての採決：賛成38（議場・委任状29、書面決議9）
3分の2以上の賛成により可決

専務理事；5項②は、法人によっては、1社員が複数の議決権を持っているところもあることから、「総社員の半数以上」という議決権行使要件が必要になるが、当協会ではもともと1社員1議決権なので、この要件は不要である。そこで、分かりやすく直すことにした。

社員：賛助会員との関係はないのか？

専務理事：関係ない。問題は生じない。

社員：賛助会員と一緒に議論したらどうか？

専務理事：賛助会員については6月に議論する。

5項①についての採決：賛成39（議場・委任状30、書面決議9）
3分の2以上の賛成により可決

5. 登録システム変更についての報告

辻村理事より、以下のとおり説明を行った。

平成29年度まで委託していた登録業務業者と契約を終了することになった。従前の契約では、会員数やエントリー数が増えると、委託経費が膨らむことになってしまっていた。新しいシステムでは、委託経費は会員数やエントリー数に連動しない。

今新システムへの移行プロジェクトが動いている。4月1日からスタートできる予定である。

新システムでは、今までコンビニ決済のみであったものが、振込とクレ

<別紙>添付資料

ジットカード決済もできるようになる。但し、コンビニ決済は、審査が下りるのが4月いっぱいかかる予定なので、当面は振込とクレジットカード決済でスタートする。

登録証は、発行しない。登録していないと、協会の大会にはエントリーできなくなる。各自で登録証を印刷できるようにするので、必要があればプリントして使ってもらいたい。

毎月の登録会員数は、各支部の代表者に専用サイトにログインしてもらった確認いただけるようにする。

日学連や高体連も分かるようにしたい。

システム導入当初はコストがかかるが、いずれは削減できる。

何かあれば、辻村まで連絡いただきたい。

社員：エントリーが必要なのは、日本協会の大会のみか？

辻村理事：そうである。

なお、大会システムはフェンシングタイムを使う。登録システムと連動させて一括管理することになる。

以上